

改正案	現行
提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」 地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第 3 4 条第 1 4 号又は令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 1 対象とする工場は、次の各号のいずれかに該当すること。 <u>(1) 県産業雇用担当部局において定める地域振興産業の業種の工場であること。</u> <u>(2) 県南部・東部地域において、市町村まちづくり方針に位置づけられた工場（当該市街化調整区域内等において生産される農林水産物を原材料として使用するものに限る）で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるものであること。</u> 2 要件 1（1）に該当する工場の対象とする地域は、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 県産業雇用担当部局において地域振興産業の地域として定める市町村内であること。 (2) 申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域内であること。 ただし、「地域特有の産業」に位置づけられた業種にあっては、一定の地域に同業種の工場の集積がない場合であっても、当該申請に係る工場が地域に根付き、継承されていると認められる地域内に存する場合は、これに該当することとする。 3 当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。 4 周辺地域における道路等公共公益施設の現況及び計画に支障を及ぼすものでないこと。 5 申請に係る建築物の用途は、原則として工場及びそれに付属する倉庫・事務所等であること。 6 申請に係る土地は、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。 (2) 当該工場の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として 6 メートル以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から主要幹線道路に至るまでの区間において確保されていること。 (3) 原則として 5 0 0 0 平方メートル以下であること。 7 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地の外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。 8 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建蔽率が 6 0 パーセント以下、容積率が 2 0 0 パーセント以下、高さが原則として 1 5 メートル以下であること。 (2) 騒音、振動等による環境悪化の防止策が講じられていること。 (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。	提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」 地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第 3 4 条第 1 4 号又は令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 1 対象とする<u>業種は</u>、県産業雇用担当部局において定める地域振興産業の業種であること。 2 対象とする地域は、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 県産業雇用担当部局において地域振興産業の地域として定める市町村内であること。 (2) 申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域内であること。 ただし、「地域特有の産業」に位置づけられた業種にあっては、一定の地域に同業種の工場の集積がない場合であっても、当該申請に係る工場が地域に根付き、継承されていると認められる地域内に存する場合は、これに該当することとする。 3 当該市町村の土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。 4 周辺地域における道路等公共公益施設の現況及び計画に支障を及ぼすものでないこと。 5 申請に係る建築物の用途は、原則として工場及びそれに付属する倉庫・事務所等であること。 6 申請に係る土地は、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。 (2) 当該工場の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として 6 メートル以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から主要幹線道路に至るまでの区間において確保されていること。 (3) 原則として 5 0 0 0 平方メートル以下であること。 7 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地の外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。 8 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。 (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建ぺい率が 6 0 パーセント以下、容積率が 2 0 0 パーセント以下、高さが原則として 1 5 メートル以下であること。 (2) 騒音、振動等による環境悪化の防止策が講じられていること。 (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。

<留意事項> ア 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう。 イ 市町村まちづくり方針とは、県との協議を経て市町村が策定し公表されたものをいう。 ウ 「市町村まちづくり方針に位置づけられた工場（当該市街化調整区域内等において生産される農林水産物を原材料として使用するものに限る）で、地域振興に資すると当該市町村長が認めるもの」であるかについては市町村長の意見書により確認する。 エ なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。 エ 要件1（1）及び要件2（1）、（2）、（2）ただし書については、県産業雇用担当部局の意見書により確認する。 オ 要件2（2）の「申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域」とは、申請に係る地域振興産業と同業種の工場が市街化調整区域において複数立地している大字と同一大字又はその隣接大字をいう。 ただし、県南部・東部地域において、市町村まちづくり方針に位置づけられたものであって、地域振興に資すると当該市町村長が認める工場である場合は、上記の「複数立地している大字と同一大字又はその隣接大字」を、「複数立地している市町村内」と読み替えるものとする。 カ 「支障がない旨の当該市町村長の同意があること。」については市町村長の意見書により確認する。 キ 要件8（1）のうち、建蔽率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。 【解説 P60,P76～P78 参照】	<留意事項> ア 要件1及び2（1）、（2）及び（2）ただし書については、県産業雇用担当部局の意見書により確認する。 イ 要件2（2）の「申請に係る地域振興産業と同業種の工場が集積している地域」とは、申請に係る地域振興産業と同業種の工場が市街化調整区域において複数立地している大字と同一大字又はその隣接大字をいう。 ウ 要件8（1）のうち、建ぺい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。 【解説 P60,P76～P78 参照】
--	---

改正案	現行				
<table><tr><td>提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」</td><td>法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ</td></tr></table> ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 2 6（P98・P99） 1 要件 2（2）について 「同業種の工場」とは、県産業雇用担当部局が定める別表「地域振興産業の対象業種・対象市町村」の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう。 例：ニット製外衣とシャツ製造業は同業種である。 ニット製外衣とニット生地製造業は同業種ではない。 2 要件 6（1）について 「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。 ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地 イ 地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域 ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域 エ 歴史的風土保存区域 オ 風致地区 カ 保安林及び保安施設地区 キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域 ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域 3 留意事項オただし書きについて 「市町村まちづくり方針に位置づけられたものであって、地域振興に資すると当該市町村長が認める工場」であるかについては市町村長の意見書により確認する。 なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。	提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ	<table><tr><td>提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」</td><td>法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ</td></tr></table> ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 2 6（P98・P99） 1 要件 2（2）について 「同業種の工場」とは、県産業雇用担当部局が定める別表「地域振興産業の対象業種・対象市町村」の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう。 例：ニット製外衣とシャツ製造業は同業種である。 ニット製外衣とニット生地製造業は同業種ではない。 2 要件 3 について 「<u>支障がない旨の当該市町村長の同意があること。</u>」については、地元市町村長の意見書により確認する。 3 要件 6（1）について 「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。 ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地 イ 地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域 ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域 エ 歴史的風土保存区域 オ 風致地区 カ 保安林及び保安施設地区 キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域 ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域	提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ				
提案基準 2 6 「地域振興産業の工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ				

(別表)			(別表)		
地域振興産業の対象業種・対象市町村			地域振興産業の対象業種・対象市町村		
本提案基準で対象とする地域振興産業の工場は、次表のとおり２３業種、２７市町村とします（対象業種及び対象市町村については県産業雇用担当部局で定めています。）。			本提案基準で対象とする地域振興産業の工場は、次表のとおり２３業種、２７市町村とします（対象業種及び対象市町村については県産業雇用担当部局で定めています。）。		
■ 対象業種及び対象市町村一覧			■ 対象業種及び対象市町村一覧		
◎ 伝統型産業			◎ 伝統型産業		
対象業種	業種の内容	対象市町村	対象業種	業種の内容	対象市町村
製材	・製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町	製材	・製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	・造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町	集成材	・造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町
靴下	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町	靴下	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町
靴下仕上	・染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町	靴下仕上	・染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	・織物業	広陵町	織物	・織物業	広陵町
ニット	・ニット生地製造業	大和高田市、橿原市	ニット	・ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	・ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町		・ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町
	・下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町		・下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町
縫製	・織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）	大和郡山市、橿原市、田原本町	縫製	・織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）	大和郡山市、橿原市、田原本町
	・下着類製造業のうち織物製下着製造業、織物製寝着類製造業	橿原市、田原本町		・下着類製造業のうち織物製下着製造業、織物製寝着類製造業	橿原市、田原本町
紳士靴	・革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市	紳士靴	・革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市
製菓	・医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町	製菓	・医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
プラスチック	・プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市	プラスチック	・プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市
	・工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町		・工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
皮釦・服飾品	・装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町	皮釦・服飾品	・装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町
素麺	・その他の食料品製造業のうちそうめん製造業	桜井市	素麺	・その他の食料品製造業のうちそうめん製造業	桜井市
金剛砂・研磨布紙	・研磨材・同製品製造業	香芝市	金剛砂・研磨布紙	・研磨材・同製品製造業	香芝市
箸	・その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町	箸	・その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・毛皮	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造	宇陀市	セーム皮・毛皮	・その他の衣服・繊維製身の回り品製造	宇陀市

	業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうち鞣し革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	
スポーツシューズ	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちスポーツシューズ製造業及び同付属品製造業	三宅町
グローブ・ミット	・がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等製造業及び同付属品製造業	桜井市、三宅町、河合町
ハップサンダル	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び同付属品製造業	三郷町
竹製品（茶筌、茶道具、編み針）	・その他の木製品製造業のうち茶筌、茶道具、編み針製造業	生駒市

◎ 地域産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
機械金属	・鉄鋼業 ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・一般機械器具製造業 ・電気機械器具製造業 ・情報通信機械器具製造業 ・電子部品・デバイス製造業 ・輸送用機械器具製造業 ・精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町

◎ 地域特有の産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
葛（くず）	・その他の食料品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	・その他の木製品製造業のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業	御所市

注）業種の内容については、日本標準産業分類 平成14年3月改訂版によります。

	業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうち鞣し革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	
スポーツシューズ	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちスポーツシューズ製造業及び同付属品製造業	三宅町
グローブ・ミット	・がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等製造業及び同付属品製造業	桜井市、三宅町、河合町
ハップサンダル	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	・ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び同付属品製造業	三郷町
竹製品（茶筌、茶道具、編み針）	・その他の木製品製造業のうち茶筌、茶道具、編み針製造業	生駒市

◎ 地域産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
機械金属	・鉄鋼業 ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・一般機械器具製造業 ・電気機械器具製造業 ・情報通信機械器具製造業 ・電子部品・デバイス製造業 ・輸送用機械器具製造業 ・精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町

◎ 地域特有の産業

対象業種	業 種 の 内 容	対 象 市 町 村
葛（くず）	・その他の食料品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	・その他の木製品製造業のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業	御所市

注）業種の内容については、日本標準産業分類 平成14年3月改訂版によります。